

第十五章 苦しい農民の生活

第一節 深刻な人口問題

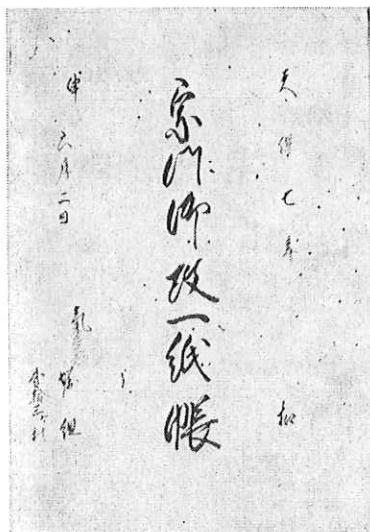


写真167 天保7年 宗門御改一紙帳
堀組（上坂秀子文書）

家数と人口の推移について
は、気多郡全体の資料は残つ
ていない。従つて、代表的な例として、松岡村・頃垣
村・柄本村の分につき数字をあげておくこととする。
宝永三年（一七〇六）は村明細帳、明和八年（一
七七一）は但州叢書、出石封内明細帳、天保七年
（一八三六）は宗門御改一紙帳（上坂文書）、天保九
年（一八三八）明治七年（一八七四）はいづれも村
明細書上帳によつた。

家数と人口の推移

家数と人口の推移について
は、気多郡全体の資料は残つ

(松岡村の例)

宝永三(一七〇六) 明和八(一七七一) 天保七(一八三六) 明治七(一八七四)

家数 四〇 二八 三九 三九

百姓二二

水呑一八

人口 一〇七

男五三

女五四

一戸当 二・七

(頃垣村の例)

宝永三(一七〇六) 明和八(一七七一)

家数 三九 四六

百姓二三

水呑一六

人口 一八四

男一〇二

女八二

八一 八七 一六八

人口 一一九
一五五
一七二
一九一
七八
六七
六二
四三
四〇

一戸当 四・三

(頃垣村の例)

宝永三(一七〇六) 明和八(一七七一)

家数 三九 四六

百姓二三

水呑一六

人口 一六八

男一〇二

女八二

八一 八七 一六八

一戸当 四・七 三・七

(柄本村の例)

宝永三(一七〇六) 明和八(一七七二) 天保九(一八三八) 明治七(一八七四)

家数 四四 四一 四六 五一

百姓三四 百姓四一

水呑一〇 水呑五

人口 一八三 一八七 二一五 二四四

男 九七 九二 一一六 一三三

女 九六 九五 九九 一一一

一戸当 四・二 四・六 四・七 四・八

松岡村や柄本村の例をみると、家数の増加は比較的停滞的であるが、人口は漸増の傾向を示しており、一戸当の人数が時代と共に増加してゆくことがわかる。しかしながら頃垣村の例を見れば、宝永から明和にかけて家数は増加し人口は減少したことが示されている。これは、村によつてそれぞれ特殊事情が存在しており、全体としての人口動態の傾向は近世の当地方においては、把握が困難であることを物語つてゐる。『神美村誌』における同地方の近世における人口動態の分析も、地域差の存在を指摘している。

尚、次に、出石領の村々における家数と人口の変遷につき、明和八年(一七七一)・文化八年(一八一)・天保四年(一八三三)・天保七年(一八三六)の数字が判明しているので、次にかかげておく。尚、右

の四年次の中、あとの三年次については当時の庄屋名も判明しているので参考までに併せてのせておく。

(人口) 明和八(二七七〇) 文化八(二八一〇) 天保四(二八三三) 天保七(一八三六)

上郷	府市場	府中新	堀池上	野々庄	中郷芝	伏加陽	八社宮	清冷寺	三六五
二八七	三四〇	三四一	二一一	一〇九	二六六	五六	四二九	一九七	一九〇
二八七	三四〇	二一二	二一二	一〇九	二六六	五六	二九三	二八四	五〇〇

八次一	忠四	吉二	新二	忠一	茂二	三五	利直三	理二	弥五	源右衛門	三四八
郎郎	左九	右三	右二	兵六	左○	左五	左○	左八	市六	右衛門	二二八
左兵	九七	三二	二二	六○	左衛門	八	衛門	八○	兵六	衛門	二二二
衛門	門五	門二	九	門六	門○	門五	門一	門門七	門六	衛門	二二一
門	門	門	門	門	門	門	門	門	門	門	門

次給二	二〇	二四	休右衛門	四九	清三	利二	五五	二二	三四八	重左衛門	三五八
次郎	七	四	左助三	五	四一	左衛門	五	兵衛五	四郎	右衛門	一四八
兵衛	〇	四	助三	五	四五	五	五	五	三一	右衛門	六右衛門
門	門	門	門	門	門	門	門	門	門	門	門

小左衛門	四三	吉二	新二	加二	彦二	勝右衛門	喜左衛門	重右衛門	三四八
左衛門	七	右衛門	四二	兵衛五	左衛門	右衛門	左衛門	右衛門	二二八
門	門	門	門	門	門	門	門	門	門

第三部 近世

東河内	水口	万劫	山田	万場	柄本	頃垣	岩中	地下	宵田	江原	竹貫	上石	引野	日置	多田谷	(人口)
二六五	七八	一二〇	一九七	一九五	一八七	一六八	一四八	二九	三〇九	三一六	一四〇	一六九	三四八	二〇五	九三	明和八(二七七二)

左一源九三
兵右八
衛門四衛門三
五

左一
之助五
二

孫一
右六
利四
衛門八
助五
門七
門一
門六

次二
右八
衛門七
門六
左衛門一
門六

儀三
右六
左衛門一
門六

文化八(一八一二) 天保四(一八三三) 天保七(一八三六)

市二
左衛門八
門二
右衛門七
門一〇

弥一
右七

第十五章 苦しい農民の生活

(入口)	明和八(一七七二)	文化八(一八一〇)	天保四(一八三三)	天保七(一八三六)
椒	太田	山宮	栗栖野	海老原
大岡寺	松岡	國分寺	石立	久斗
五三	一二九	二二六	二五九	二六九
三三八				
銅山	下	中	床瀬	
一一二〇	一五	一五	与右衛門	
一八〇五	五五	五五	五郎兵衛	
一一三〇	一五	一五	五郎左衛門	
六五〇	五五	五五	五郎左衛門	
二二五四	四四	三四	次郎兵衛	
二右衛門	三右衛門	三右衛門	三郎右衛門	
八〇	二三〇	二一	二七一	
吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	吉右衛門	
一三二	一三二	一三二	一三二	
吉郎左衛門	吉郎左衛門	吉郎左衛門	吉郎左衛門	
彦左衛門				

赤崎

三三六

浅倉

三四〇

圧迫された農村人口

江戸時代を通じて当地方の農村人口は全体としてみれば緩慢に増加したということができる。しかし、それは、深刻な人口問題を包蔵していた。六公四民というような貢租の過重、小作料の圧迫、自然の災害による破壊、そのほかあらゆる天災人災の悪条件のもとで、農民が生活を維持してゆくためには、間引き(妊娠中絶或いは嬰児殺し)による人口増加の抑制が不可避の手段となつた。更に、襲いかかってくるいろいろな自然的・社会的のきびしい悪条件によつて人口は自然淘汰され、調節された。江戸時代を通じて、戦乱がおさまり、兵火の災害を蒙ることがなく、天下泰平が続いたことは、生活安定のために非常な好条件といわねばならなかつたが、しかし生活水準はたえず押し上げられて、百姓は「生かさぬよう、殺さぬよう」と搾取されたため、生存競争の冷酷な原理によつて、農村の人口は絶えず圧迫されざるを得なかつたのであつた。

全国的な人口調査の数字の上からは、江戸時代における人口は、決して順調に増加してはおらず、逆に、享保の頃からは人口の全国的な減少が一般的な現象としてあらわれたとされている。そして宝曆、天明へかけて、天災、飢饉により、人口の減少はいよいよ顕著になつたといわれる。死亡による減少のみでなく、もろがん逃散による流民として、人別帳から外れた人々が増大したこともその原因となつていたのであつた。

第二節 火事と農民

火事と村法

五人組帳の規定を見ると、火事に対する心得としては、まず御年貢米を郷藏へ納入してある間は村中の者がその番をする義務があり、村内で火事が起つた時は早速かけつけて郷藏の火を防がねばならない、もしもかけつけぬ者は厳重に処罰するにある。そして年貢米に損失が生ずれば村中の者が連帶して弁償せねばならなかつた。そして、村々の火の用心については、平常より気を付け、念を入れる様、もし出火すれば村中残らず出合つて類焼を防ぐ様にと定められていた。

最も古い火事の記録としては、田の口に残つてゐるものがある。

「手形之事

此度之出火、私火本故、御公儀様より延慮（遠慮）被^レ仰付、其上、段々御吟味被^レ成候所、御尤存候。此義、私過ニ而、灰より出候義、疑無^ミ御座候。就者、御公儀様へも御証文被^レ上、詫事、^{わびごと}堺明被^レ下、忝奉^{わざまけ}存候。弥^{ひよし}江、疑無^ミ御座候所実正也。万一、於^ミ以来、如何様成曲事御座候共、右之通少茂違背無^ミ御座候。為^レ念一札如件。

享保八年（一七二三）十月 日

田ノ口村 本人 平四郎 ㊞
加判 勘四郎 ㊞

同村 治兵衛殿

喜衛門殿

惣百姓中

〔田ノ口、北村譲文書〕

豊岡では宝暦十二年（一七六二）に五百二十軒を焼き尽す大火があつたといわれ、出石では文政六年（一八二三）に町家二百四十一軒、侍屋敷二十八軒、計二百六十九軒が焼失する大火があつたという。

「地震、雷、火事、おやじ」ということわざがあるが、火事が極めて恐ろしい災害であることは昔も今も変りはなく、われわれの祖先がしばしばその災禍に苦しめられた苦難の歴史がそこにもみられる。

頃垣村の火事届

いまここに、頃垣村の文政十二年（一八二九）の火事（三軒焼失）と、庄境村の安政二年（一八五五）の火事（十九軒焼失）の記録が残されているが、共に火元の出火原因は、灰の不始末で、風がはげしく燃えひろがり、消火のため村中かけつけ、近村よりも集つて協力したけれども、水は少く、消防設備も不完全なために十分な消火ができず、家財道具、農具、貯蔵米穀なども残らず焼失した。罹災者の援護も困難で、この様な場合は村役人が火事の状況につき調書をととのえ、御役所へ報告し、吟味を受け、農具代、小屋掛料、夫食代などの名目で拝借金を受けたり、或は貢租減免の措置をとつて貰つたのであつた。

次にまず、頃垣村の火事届の全文をあげておく。



写真168 文政12年 頃垣村の火事届（西村勉文書）

「御達奉申上二一札之事

一、当月十四日朝、灰ヲかき、軒下ニ置候處、藁芝等有レ之候ニも氣付不レ申、農作ニ罷出、暮合ニ近所稻木場迄罷帰り居申候處、六ツ時分（午後六時）西風強く、右灰より火移り、直ニ居家へ燃上り、早速村中かけ付、追々近村よりも集り、相勵候得共、水少く、ふせぎ兼、左之通焼失仕候。火元善兵衛義、何共恐入、同村親類新左衛門方江罷越、急度相慎罷在候。

一、本家 竪六間、横三間 持高壱石八斗壱匁七合、火元善兵衛、家内四人
一、土蔵 壱カ所 式間四方、半焼失

一、本家 竪六間、横式間半 持高拾七石八斗六升三合、類焼元七、家内八人

一、土蔵 竪三間、横式間、屋根計焼失

一、同 竪二間半、横壱間半、屋根計焼失

一、木屋部屋牛部屋、竪四間半、横壱間半

一、本家 竪四間、横式間 持高壱石三斗式升四合、類焼九兵衛、家内式人

右之通焼失仕候處、御制札御制禁無ニ御座候。并、辻無レ難、人牛馬共怪我無ニ

御座候段御達申上候処、為御見分、御出郷被成下、村役人共御案内仕、御吟味被成下候通、相違無御座候。此後、外々より、如何様之義申出候共、私共罷出、急度申開可仕候。為後日、一札奉差上候。以上。

文政十二年（一八二九）丑九月

比垣村百姓代 伊左衛門 印
兼帶庄屋 平五郎 印
同断 彦右衛門 印

富田善藏殿

〔頃垣、西村勉文書〕

もう一つの庄境村の安政二年（一八五五）の火事は、十九軒焼失した大火である。火事届によると、嘉永三年（一八五〇）に大凶作があり、それ以来毎年凶作続きで困窮の状態であつたところへ、三月十六日の夜、百姓吉右衛門方灰小屋から出火し、風が烈しかつたので忽ち燃えひろがり、消防も行届かず、村中過半焼失した。そこで久美浜代官所へ請願し、四月には穀五石七斗九升二合を罷災者の貯穀三年分詰戻しの内の夫食米として代官所から拝借して配給し、又、一日につき男一人米二合、女一人米一合の割合で三十日分、農具代として風下の七軒分に、鋤、鎌、稻こき、肥桶、鋤、馬鍬など金四両一分、類焼家屋の救急のための小屋掛料として一軒につき金三分づつが支給されて

いる。又、焼失家屋の調書が作成されているが、それによれば十九軒の百姓の家の大きさが分るので、以下に抜萃してあげておく。「庄境、和田要助文書より」

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ① 文右衛門、持高九斗、三十六歳。 | 間口五間、奥行二間半。外に物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ② 佐平、持高七石二斗、四十歳。 | 間口六間、奥行三間。外に物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ③ 六郎兵衛、持高三石八斗、三十八歳。 | 間口六間、奥行三間。外に物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ④ 芳兵衛、持高三斗、四十六歳。 | 間口五間、奥行二間半。外に雪隠一つ。 |
| ⑤ 勇治、持高一斗、四十三歳。 | 間口五間、奥行二間半。外ニ雪隠一つ。 |
| ⑥ 芳助、持高二斗、四十六歳。 | 間口五間、奥行二間半。外ニ雪隠一つ。 |
| ⑦ 作兵衛、(持高不詳)五十歳。 | 間口五間、奥行二間半。外に物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ⑧ 亀助、持高九斗、二十五歳。 | 間口五間、奥行二間半。外に雪隠一つ。 |
| ⑨ 久右衛門、持高十二石三斗、三十歳。 | 間口六間、奥行三間。外に馬屋一カ所、物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ⑩ 伊八、持高七斗五升、六十五歳。 | 間口五間、奥行二間。外に雪隠一つ。 |
| ⑪ 庄三郎、持高一斗五升、四十六歳。 | 間口四間、奥行二間。外に物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ⑫ 文治郎、持高一石一斗五升、五十二歳。 | 間口五間、奥行二間半。外に雪隠一つ。 |
| ⑬ 吉右衛門、持高二十一石一斗、五十五歳。 | 間口六間、奥行三間。外に馬屋一カ所、物置二カ所、雪隠一つ。 |
| ⑭ 元助、持高七斗、四十八歳。 | 間口三間半、奥行二間半。外に物置一カ所、雪隠一つ。 |
| ⑮ 定治郎、持高八石四斗、五十三歳。 | 間口五間半、奥行三間。外ニ馬屋一カ所、雪隠一つ。 |

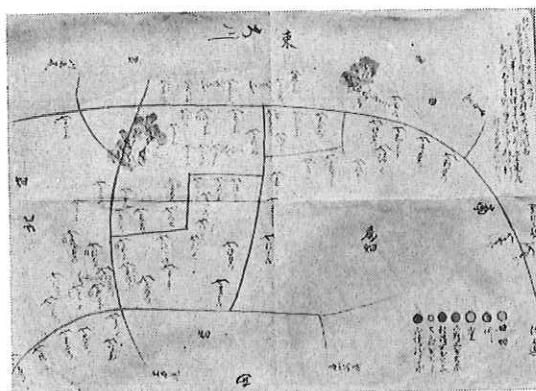


図55 弘化2年 芝村火災絵図（上坂秀子文書）

(16) 惣治、持高一斗五升、四十四歳。間口二間半、奥行一間半。外に雪隠一つ。
 (17) 政助、持高二斗、四十六歳。間口四間半、奥行（不明）。外に雪隠一つ。
 (18) 小三郎、持高三斗、五十三歳。間口四間半、奥行三間半。外に物置一カ所、雪隠一つ。
 (19) 与三右衛門、持高二石四斗五升、四十一歳。間口計九十間半。奥行計四十七間。物置十カ所。雪隠十九カ所。
 以上家数十九軒。

以上家数十九軒。間口計九十間半。奥行計四十七間。物置十カ所。雪隠十九カ所。

これで分るとおり、当時の百姓の住居は、十石、二十石の高持の百姓でも間口六間奥行三間程度の平屋に住み、一斗、二斗というような水呑百姓は五間に二間半、四間に三間半、甚だしきは二間に一間半というような狭いわらぶきの屋根の、板の間、むしろ敷きのあらやに住んでいた。どの家にも別に外便所の小屋を建てており、雪隠といっていた。牛を飼う経済力のある者は馬屋（牛小屋）一棟を有している。又、高持の百姓の家には物置が一ヵ所とか二ヵ所とかあるが、この中には土蔵造のものもあったであろう。頃垣村の例でも明らかのように、土蔵造のものは、火事に強く、屋根だけ焼失とか、半焼失とかの被害でとどまっている。

右の十九軒の家の母屋の大きさについて、平均の数字を出してみると、間口四・八間、奥行二・五間となり、その構造としては

土間の部分が相当広かつたわけであるから、現代の生活と対比すれば、住宅文明の大きな落差を強く感ぜざるを得ない。

もつとも、江戸時代においても当地方で例えば降国寺の寺院建築の如き、或いは後に第十七章第一節でふれる元禄期に打こわしにあつた手辺の札場、龍野屋太郎兵衛の邸宅の如き、但馬地方においても届指の堂々たる建築も建てられている。しかしながら、一般の農民、特に貧農層の住宅というものは、非常に粗末なもので、著しい低水準からぬけ出す余裕はまだ到底生み出せなかつたのである。

尚、「弘化二年（一八四五）巳八月廿一日夜ハツ（午前二時）時分、但馬国氣多郡、府中芝村出火絵図面、但し火元平二郎、類焼四十八軒、外ニ堂式庵、家數合五十一軒、出火残り分十八軒」（上右、上坂文書）という添書のある図面が残つており、『国府村誌』でも紹介されている。芝村は円山川沿いの水に便ある部落でありながら、この時全体の約七割が焼けてしまつた。非常に防火防災対策がおくれていた時代であった。

第三節 医療と疫病

低かった医療水準　近世における当地方の医療の状態はどのようなものだったのだろうか。

東大史料編纂所所蔵文書の中に、朝来郡大月村中路紹案の蔵本の写本として、興味ある病人の診察法と対症薬の説明図表がある。それには、手をとつて脈を見る診察の仕方や、いろいろの病気の病名症状や薬草名などが記載されているが、この文書は永禄九年（一五六六）と元亀四年（一五七三）に



写真169 享保18年 病人の報告書（多田辰夫文書）

写されたものであり、その後の医療の指針とされたことだろう。『浜坂町史』によれば、元禄年間に諸寄村に本道医者と針医者がいたということであるし、嘉永二年（一八四九）には二方郡中の医師が集まって、村役人との間で初診料や薬価報酬の取きめをしたことなどもあるという。

氣多郡においても村明細帳の中に医師がいると記載されているのは次の村である。

椒村「一、医者 甚澄と申者御座候」（元禄九年、一六九六）

野村「一、医師壱人御座候」（宝曆十年、一七六〇）

伊福村「一、医師 壱人」（明和九年、一七七二）（安永八年、一七七九）

このほかにも、例えば八代村では井東家が代々医者を業とする家系として続いており、田中河内介の生家と縁組がなされているし、その果した役割は重かった。

しかしながら、医学の水準は、近世の当地方においては、いまだ極めて低いものであった。殿村の多田家文書の中に、享保十八年（一七三三）に、殿村の庄屋利左衛門から生野御奉行所へ提出した病人の報告書があるが、それによると、腹がはり、時々ふるいがくる病人が村内に三人おり、三人共食事が通らなかつたが、一日に二度づつ、いり塩を湯にわかし、木草の葉をせ

んじて服用させたら、大方本復し、ふるい、腹はり、むくみ、顔手足のはれなどもほとんどなくなり、今は少しづつ働いている、という例と、女の病人が一人高熱が出て、昼夜に五、六度もふるいがおこり、食事が一切通らなかつたが、「めうが」の汁を少しづつ服用させたところ、それほど容態が悪化することもなかつたので、二日目の晩方に「めうが」の汁を多量に与えたところ、それより大分汗をかき、早速熱もさがつて本復した、という例が書きあげられている。

高熱を発し、悪寒戦慄がおこり、腹がはつたり、むくんだり、という病氣に襲われても、診察を乞う医者もなく、服用すべき医薬品もなく、いり塩の湯に草の葉をせんじてみたり、「めうが」の汁をのませて様子をみたりして、一喜一憂していた哀れな村民のくらしがそこにみられる。

このよう、病名も分らなければ、原因も治療対策も分らないような低水準の時代において、しばしば疫病が流行し、激しい伝染病が非常に広汎な規模で襲いかかって來た。そして、ひとたび疫病に見舞われるど、忽ち一村全滅にひんするという悲惨な状態が至る所で繰り返されるのであつた。その悲惨さは、現代の高度に発達した医学水準の目からみるならば、實に想像を絶するものがある。

疫病の流行のありさま 次に、芝村（三方地区）における文化十一年（一八一四）の疫病の流行のありさまを物語る資料があるのでこれを紹介しよう。

この病名はよく分らないが、「痢疫流行」と記録されており、コレラのようなものであつたのかもしれない。文政五年（一八二二）には西国にコレラが流行したといわれているし、天保八年（一八三七）の諸国飢

饉で餓死者が多数出た年にも、諸国に疫病が流行したといわれている。文化十一年（一八一四）というこの年にも、諸国は旱魃のため飢饉が起つたという。

当時の芝村では、家数三十八軒の中三十五軒、人數百八十一人の中實に百四十七人が罹病し、二十人が死んだ。中でも村役人の谷岡五郎右衛門家（これは谷岡五郎治の子孫であろう）は、父、長男、末子の三人の男が全部死んで、家は断絶してしまい、そのほか五、六軒も断絶同様の家が出たということである。五郎右衛門は、前年来、御公儀に願出て、貢租減納のために最も苦労していた矢先であつて、臨終の際まで、「このまま相果候義残念也。何とぞ死後引続き村方相続たちちゆく様世話を頼み申す」と言いつつ死んで行つたといふ。自分のみならず、頼む長男も、末子も相ついで死んでゆき実に悲惨のきわみであった。そしてこのような悪条件と戦いながら、われわれの祖先はこの土地に住み、そして生き抜いて來たのである。

疫病記事 文化十一年（一八一四）

「文化十一戌年七月より、痢疫流行。芝村ニ限大難。家数三十八軒、人數百八拾壱人之所、内三軒病ひ入込不^レ申分、残三十五軒、此人數百六拾九人、此内二十武人煩ひ不^レ申分、残百四十七人病氣付不^レ申者壱人も無^レ之、内廿人相果。中ニも谷岡五郎右衛門家ハ、父、^{せがれ}世^せ悴^{せがれ}末子三人共男ハ相果、男子相続無^レ之。其外五、六軒も断絶同前之者出来、佐平治、八三八、新兵衛、弥助、染治、是等也。依^レ之、御役所ニ御訴申上、帳面之扣、認有^レ之候。依而村役人相改ル。十一月。

御米納減少願、文化十四年、五郎右衛門願出、御公儀様取入候所、相果候義殘念、何卒死後世話致、村方相続致候様、世話^{たのむ}頼由申つつ相果候ニ付、捨置がたく、年寄伝右衛門、弥三治、喜助を^{め見え}召^{めづけ}連、

御役所ニ罷出、御願申上候。委細ハ願書扣ニ可見。十一月四日出立。

村高、御取箇、御高免ニ相成、御米納等も相増、八拾石余も被仰付、漬百姓出来ニ付、五郎右衛門心配致、御減石相願出候而、色々世話致候処、文化十二戌年、五郎右衛門相果申候。今わの時、是而已殘念の趣、何卒引続村方立行候様世話相頼申候、言ひつつ死。」

〔芝、谷岡脩文書〕

すでに宝暦年間には我国ではじめて死体の解剖も行われてゐるし、前野良沢らによる『解体新書』のほん訳は明和年間に行われ、わが国におけるオランダ医学の導入も天明から文化文政期へと、先覚者によつて涙ぐましい努力が続けられつあつたが、但馬の農村地帯にまで近代文明の恵みの陽光がさしこむのにはまだ長い時間の経過が必要であつた。文化十一年（一八一四）には伊能忠敬の『日本測量全図』が完成してゐるし、翌文化十二年（一八一五）には杉田玄白の『蘭学事始』が著わされている。しかし、地方の農民の生活は、まだ恵まれない苦しい状態が続いていた。

第四節 天保の大飢饉

悲惨な過去帳 八代村の光顯寺（真宗、西本願寺末）と、觀音寺村の觀音寺（天台宗、延暦寺末）にのこる過去帳は、われわれに天保年間の大飢饉がいかに悲惨なものであつたか、その有様をまざまざと伝えてゐる。

まずここに、右両寺の檀徒の死亡者数をぬき出して見てみよう。



写真170 光顕寺（八代）

	光顕寺	觀音寺
天保二年（一八三一）	一八人	一〇人
三年（一八三二）	三一	
四年（一八三三）	三〇	四
△五年（一八三四）	五二	
六年（一八三五）	三一	
七年（一八三六）	三四	
八年（一八三七）	五九	
◎九年（一八三八）	三五	五一
一〇年（一八三九）	二三	二二
一一年（一八四〇）	二三	二

天保五年は天然痘が流行したため多くの死者が出ているのは、飢饉のため餓死する者が多かったた
めである。

観音寺の過去帳によれば、天保七年も大凶年で、天保八年は食物が尽きて餓死する者が多く、天保八年の
ためである。

そして天保八年から九年にかけてとびぬけて多くの死者が出ているのは、飢饉のため餓死する者が多かつた
ためである。

年だけで、吉助、兵八、半右衛門、徳三郎、嘉助、丹治、平七、義助、の八軒の家が断絶したという。米一石代金が二百七十匁、小米一斗が四十文、荒麦一石が百五十匁、小豆三合が一匁に騰貴したとある。

光顯寺の過去帳には、次のような記事が書きのこされている。

天保七年（一八三六）の条

「そもそも当年の成りゆき、旧冬十一月初旬より雪ふり、追々大雪になり、春の消へ口、寒氣強く、麦作は勿論、そらまめ、ゑんどう、皆々腐り、夏作一切大不出来、三月中間頃より雨天になり、四五六七八月迄、八、九歩は雨降り、たまたま一日も雨の降らざる日ありといへども、一天雲覆ひ、日輪の光りを見ず。然るに、田畠とも出来よく相見え、昨年の作とは一段見事の由申すものも有れども、一円合点ゆかず。九月十月は天氣よく候へども、元来、諸作、雨中に生ひ立ち候事故、力なく、八、九月頃より、常に倍し寒気を催し、諸作実入り悪く、晚稻は穗も出兼、山田向きは青立ちになり、少々穗の出たるものも実は入り不申候。

五月初旬より米は百目（一石当代銀）になり、七八九月頃には、百廿目、三十目、四十目にもなり候。之に依り、中分以下、職人商売人は新穀の時を待ち居候處、初秋より村々津々止め申す事になり候。里も山家も、木の実、草の根、一切食になると云ものは喰ひ、露命をつなぎ候事ゆへ、餓死のもの多く候。

出石御直段（米一石当）百四十六匁、杉原当谷（八代谷）の直段百四十二匁、當時流行の直段百七、八十匁、なれども、それも津止め（他国へ売米の禁止）ゆへ、売買はまれに候。右の次第ゆへ、米麦作の取れる迄の相続覚束なく候。右に応じ、雑穀、菜、大根まで、前代未聞の高直なり。

当寺中も、初秋より、木の実、草の根、ずいき、いものひげ、菜、大根、飯になるものは一切飯にいた

し、朝夕二度はかゆ、昼は雑飯、麦、大豆など少々買ひ入れ、一日も白飯は用いはず候。之に依り、別に檀中へも無心、合力は受けず候。檀中にも至極の難波人等、死去の節は米持参して葬式せしも有、又は弁当持にて葬式せしも有。」

天保八年（一八三七）の条

「諸国とも、御領主より救ひ米、或は金錢賜り、有徳の者は町人百姓皆々施す。或はかゆ、或はぬか餅、薄き湯など也。当寺、冬より九月朔日迄薄湯を施す。豊岡公は仁心浅からず、冬より八月朔日まで諸処にかゆを賜る。其上、人別に米錢を賜る。」

当処（杉原領）も御領主より、金十両村中へ下し賜。米直段（一石当）正月下旬より二百目になり、夏は三百三十目にもなり、八月十四日、大風にて米直段上り、九月十一日大風雨にて二百五、六十目にもなり申候。処によりては三百目迄も上り候由、此れを以て自由には買ひ入れは出来申さず候。

当寺中も、冬より雑飯にて、白飯は御从飯の外は一度も用ひず、冬より米四石ばかり買ひ入、大豆も一石、麦も三俵余り買ひ入れ、用心いたし居候ゆへ、十四人の家内なれども乏しき事なし。云々。」

飢饉と騒然たる物情

『浜坂町史』には二方郡奥諸寄村の長次郎の書いたといわれる天保七、八年の大飢饉の記録や、同郡三尾村の庄屋多左衛門の記した諸事記録が紹介されているが、目をおおう、その惨状はわが町においても同様であったということができる。

次に、西の下十一ヶ村組で調査して久美浜代官所へ報告した資料があるので、その集計表を作成して紹介



写真171 病人文書

しておく。

「病人飢死人達帳 天保八年（一八三七）西
五月、但馬国氣多郡、西ノ下拾壹カ村組、より

作成」

村名	病人	餓死人	計
柄本村	五五	一五	七〇
山宮村	五五	一五	七〇
名色村	二七	二九	四六
万場村	一六	三四	五三
万劫村	一三	二五	三八
水口村	四〇	一九	五九
東河内村	二四	一九	四二
太多村	一二	一六	二七
栗栖野村	一三	一九	三二
合計	二六四	九三	三五七
〔柄本、前田輝男文書〕			

柄本の前田家所蔵の「諸般伝聞旧記録」の中にも、天保の大飢饉に關する記事が載つてゐる。非常に要を得た描写であるので、以下にのせておく。

「天保七年（一八三六）申歳は、前代未聞の大凶作にて、此の年、春の頃より冷氣強く、雨天続き、五月末、田の中、打ち頃にても、田の中の水、冷水にて、手足も冷えわたり、百姓田の中打ちの者、火をたき手足をあぶり候程の冷風にて、稻作迫い立（生育）悪しく、秋に至り候ては、田地一面に青立ち、出穂致ざざる分、半分方はこれ有り、実のりすくなく、平年にくらぶればおよそ半毛作にも相成申さず、まづ三分の一一位の作と相成り、とても明年の夫食手当これ無く、大に歎き、米直段は追々高値に相成り、翌酉年（天保八年、一八三七）に至り、米一石代銀三百目位迄相成る。但し平年は五十匁、六十匁位の時節なり。かくの如く、平年の値段とは六倍位に相当り候得ども、何程直段は高値にても、米は一升も売る人これ無く、追々餓え死の者數多く出来、日々近村の者共乞食に相成り、戸口に立ち候者数多く、戸口には絶え間なく飯の湯又はかゆなどを与へ候ても、とても尽きせず、のちには追ひ逃がし、一切断り、何方も同様に相成り、遂には生きだおれ、往来端、辻堂などにて往死（横死）致すものもここかしこにこれ有り、酉年十月頃迄は誠に目もあてられぬ次第なり。然れ共、酉年は稻作も平年作位の作方出来、米直段も下落いたし、まづまづ人気も相納まり、上下共安堵仕候事、誠におそろしき大飢饉なり。」

天保八年（一八三七）の二月十九日に、大阪天満において、町与力の大塩平八郎が救民の旗印をかけて反乱を起し、大砲をぶつ放して大阪市街地の五分の一を忽ち焼払うという大塩の乱が勃発している。大塩平八郎は約四十日の間、潜伏していて捕まらず、その探索は嚴重を極めた。当地方の村々在々へも、くまなく

人相書の手配が廻った。大塩の乱の原因は飢饉である。但馬地方にも飢饉による餓死者が続出し、共通の社会状勢の地盤は存在している。当時の飢餓に苦しむ但馬の農民たちの心の中にも、大塩の乱の反響が大きくこだましたに相違ない。

この時期はまた、出石藩における仙石騒動が天下を震かんせしめた余じん消えやらぬ時期でもある。出石藩大老仙石左京が江戸銘が森において獄門に処されたのが天保六年（一八三五）十二月九日であった。そして天保七年（一八三六）九月十九日に出石藩の上知の村々が公表されている。但馬の物情もまことに騒然たるものがあつた。